

軽自動車税が変わります

原動機付自転車・小型特殊・軽二輪・小型三輪・

平成14年以前（初度検査年月）の軽自動車は平成28年度から税率が引き上げられます。

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕用作業車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円

車種区分			新税率	重課税率	
			平成27年4月1日以降の登録車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪		3,900円	4,600円	
	四輪	乗用	営業用	6,900円	8,200円
			自家用	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,800円	4,500円	
		自家用	5,000円	6,000円	

※初度検査年月が平成15年～平成27年3月までの軽自動車は現行税率が適用されます。

※初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

軽自動車やバイクの廃車・譲渡・住所変更など

4月1日までに手続きを済ませましょう

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

譲渡や転売などにより現在は車を所有していない場合や盗難にあった場合でも、**4月1日までに名義変更または廃車の手続きが済んでいないと平成28年度分の軽自動車税が課税されます。**

（軽自動車税は自動車税のように月割課税制度ではありませんので、年度途中で廃車した場合でも既に納められた税金をお返しすることはありません。）

また、他市町村へ転出または他市町村から転入された場合も届出が必要です。

※手続きの詳細につきましては、各種手続き先までお問い合わせください。

車種	手続き場所	
原動機付自転車・小型特殊自動車	市税務課諸税担当	☎32・3845
二輪の小型自動車	徳島運輸支局	☎050・5540・2074
二輪および三輪・四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会	☎088・641・2010

軽自動車税 減免制度のお知らせ

身体などに障がいをもつ人が所有する軽自動車などで、本人または家族などの運転で専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。（障がいの等級などにより非該当の場合もあります。）

当減免制度は、障がい者一人に対して一台（普通自動車を含む）に限ります。なお、減免対象車を持ち換えた場合は、再度申請してください。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当
（市役所1階）

☎32・3845 / FAX
33・3401

E-mail: shozei@city.komatsu
shima.tokushima.jp

